

他者の爲の推論 (parārthānumāna) に おける世間承認 (prasiddhi) —法稱の見解とダルモーツタラの解釋—

岩田 孝

はじめに

佛教論理學では、現象的なものごとの成立を妥當な認識の根據 (pramāṇa) に基づいて説明するという見解を基本的な立場とする。その認識根據を直接知覺 (pratyakṣa) と推論 (anumāna) とに限定したのは陳那 (Dignāga 480-540 年頃) である。直接知覺された事柄は、誰にとっても明瞭なことであるので、その知覺された事柄を一般的に認めることに關しては、どの學派にとっても異論はない。それに對して、推論の場合には、その定義、推論の形式、推論における歸結の導出の妥當性などに關して諸學派の間で見解に相違があり、また、同じ學派の中でも解釋の相違が見られる。妥當な認識の根據としての推論に關する見解の相違があったことは、ものごとの認識を可能にする根據は如何にして一般的に確立されるのか、という問題が諸學匠にとって取り組むべき重要な課題であったことを示している。佛教論理學派の學匠は、こうした根據を問う考察に耐え得る理論を構築するために、認識の成立根據としての推論をより嚴密に規定することを試みた。その嚴密な規定の基盤となったのが法稱 (Dharmakīrti 600-660 年頃) の論理學說である。法稱は、推論の定義を定め、推論における歸結の導出のために不可欠な條件を確定し、そのような條件を満たす論證因はどのような種類からなるのかという問題意識から、妥當な論證因の種類を確定した。このことによって、推論の構造を體系化することでき、それまで散説されていた論題をまとめて論じることが可能になり、また、曖昧にされてきた事柄を除去することも可能になった。例えば、論證因の種類を最終的に二種類に限

定することによって、見解の相違のために生じる曖昧さ、即ち、二つの論證因が互いに矛盾した歸結を導くことも有り得るといふ曖昧さを排除することが可能となった⁽¹⁾。

このように、嚴密な妥當性が論題となっている推論においては、考察を通して確定された事柄ではない、單に世間的に通用するような事柄は、妥當性の根據にはなり得ない、と考えることは自然なことであろう。しかし、推論の規定の中には、必ずしもそうではない場合が見い出される。つまり、一般的な妥當性を有するとはいえないような概念が根據として用いられている場合が見い出される。それは、主張命題 (pakṣa) の定義においてである。主張命題とは推論によって證明されるべき事柄である。以下に示す如く、この主張命題の定義には、この主張命題は、直接知覺によって否定されない (anirākṛta)、推論によつても否定されない、という規定があるが、それのみならず、主張命題は、信頼に値する人 (āpta) の言葉によつても否定されず、世間的に承認されている (prasiddha) 事柄によつても否定されない、という規定も含まれている。この主張命題の定義によると、或る命題がこれら四つの根據によつて否定されている場合には、その命題は、經驗的に妥當とされた事柄に反するので、論證因を立てるまでもなく、疑似的な主張命題と見なされる、従つて、これらの命題は最初から推論の對象にはならない、というのである。

この主張命題の定義の最後の部分の規定は、主張命題は世間的に承認されたことによつて否定されるような命題であつてはならない、という規定である。世間上での承認の方から見れば、世間上で承認されたことは、それに反した主張を、過失のある主張命題として拒斥する據り所になる、という規定となる。直接知覺や推論が妥當な認識の根據である以上、それらによつて否定される命題は、推論において論じられるべき主張命題にはならない、従つて、それら妥當な認識の内容に反するために否定される命題は疑似主張命題となる、ということも理解され得るであろう。つまり、直接知覺や推論がそれらに反する命題を過失のある主張命題として拒斥する、ということは認められるであろう。しかし、信頼に値する人の言葉や世間的に承認されたことが、それらに反する命題を過失のある主張命題として拒斥する根據になる、ということは何故に可能

なのであろうか。信頼に値する人の言葉は、そのように傳承されたという事実から妥当であると想定されているのであって、必ずしもその言葉の妥当性が考察を通して真であると確定されているわけではない。同様に、世間的に承認されていることも、日常的な習慣に従って合理的であると見なされているのであって、考察を通して妥当であると定められているのではない。そうした、いわば習慣的なレベルで認められた事柄が、或る命題を推論の対象となるべき主張命題ではないとして拒斥するための據り所になる、ということは自明なことではないであろう。即ち、世間上で承認された事柄、例えば、世間での常識は、習慣上そのようになっているとして是認されたものであるが、その内容は、地域、時代などの相違によって、それぞれ異なることがあり得る。場合によっては、世間で承認されたことが互いに矛盾することもあろう。そのような場合に、いづれ的一方も他方を否定する力を對等に有するので、どちらか一方が他方を否定するということの確定はない。従って、世間上での承認が、それと矛盾した命題を主張命題にはならないとして拒斥する、という考え方は、一般的に成立するとは言い難いであろう。

例えば、「懷兔 (śaśin) は月である」という命題は世間でよく知られている。そこで、この世間上で承認されていることは、「懷兔は月ではない」という命題を否定する、と或る人は經驗的に考えることがあろう。しかし、その命題の否定が一般的に成り立ち自明である、とまでは主張できないであろう。何故ならば、懷兔と月との對應關係は或る地域の人にとって認められる事柄であり、他のどこかの地域で「懷兔は月ではない」ということが認められるという可能性のあることは否定できないからである。つまり、如何なる所でも、如何なる時代にも、「懷兔は月ではない」という命題は成立しない、ということを確認することはできないからである⁽²⁾。従って、もしそのように世間上での承認がそれに反する命題を拒斥することが成り立つというのであれば、それは、どのような場合に、どのような論據から、成立するのかを説明する必要がある。同様に、佛教論理學派が、世間上での承認はそれに反する主張命題を拒斥し得る、と主張する場合、そのことは如何に可能なかということを示明しなければならぬであろう。世間上での承認 (prasiddhi) とは、世間上で習慣的に成り立つ

ていると認識されていること、つまり、世間上で認知されていること (pratiti) である。本論では、この世間上での承認、認知なる概念について考察する。世間上での承認がそれに反する命題を拒斥し得るという言説の論據を論題として取り上げ、法稱および注釋者が提示した論據を理論的に分析すること、これが本論の主たるテーマである。

1 世間上での承認が論題となる文脈

主張命題 (pakṣa) とは、PVin III 5cd とその長行に規定される如く、推論としての認識根據によって認識される事柄 (anumeya) である。それは、所證としてのみ説示されるもの (nirdeśya) であり、立論者自身にて意圖された (iṣṭa) 事柄であり、そして妥當な基準によって否定されない (anirākṛta) ものである⁽³⁾。主張命題が「否定されないものである」ということは、主張命題と論證因との關係からの規定である。主張命題とは、論證因を立てる場合に、どの事柄に對して論證因を述べるのかを決めるための據り所となる命題である。つまり、主張命題は論證因の作用する対象である。命題が論證因の作用対象となることは、しかし、命題が初めから完全に否定されている場合には、成り立たない。何故ならば、その場合には、その命題を證明するために論證因を立てることは無意味となるからである。したがって、或る命題が主張命題となるには、その命題は基準となる妥當な根據によって否定されるものであってはならないという規定が必要となるというわけである。

それではどのような根據によって主張命題は否定されてはならないのか。これについては、法稱は、或る命題が主張命題となるためには、その命題は、四つの基準によって否定されてはならない、と規定している。

[所證の認容 (sādhyābhyupagama) は、] 直接知覺 (現量) の対象 (pratyakṣārtha)、推論 (anumāna 比量)、信賴される人 (āpta) [の言葉]、[世間で周知と] 承認されている [事柄] (prasiddha) によって、否定されていないもの (anirākṛta) である。(PVin III 25ab = P 294a4f.)⁽⁴⁾ [1]

主張命題は、證明されるもの (sādhyā 所證) として認容される事柄である。この所證としての認容である主張命題は、直接知覺・推論・信賴される人の言葉・

他者の爲の推論 (parārthānumāna) における世間承認 (prasiddhi) (岩田)

世間で周知のものと承認されている (prasiddha) 事柄という四種の基準によって否定されていない命題である、と法稱は規定している。

例えば、「聲は聞かれない」(asrāvaṇaḥ śabdah) という命題は、聲が聞かれるという直接知覚によって否定される命題である。従って、それは、論證因を構成して証明するための対象とはならない。そのような命題は主張命題から排除される。また、「瓶は常住である」という命題は、瓶が無常であることの推論によって否定される。この命題も主張命題とはならない。

信賴に値する人の言葉、それを記録した論書 (śāstra) によって否定される命題も主張命題にはならない。その例として、法稱は「法 (dharma 道徳的な善) は死後に樂を與えない (asukhaprada)」という命題を擧げている⁽⁵⁾。主題である法の存在を定立することは、經驗の領域を超えており、そのような主題を定立すること (dharmivyaavasthiti) は論書に依存している。もしその論書の内容である「來世に法が樂を與えること」を否定するならば、議論の據り所が消失すること (adhikaraṇapratyastamaya) になるので、その「法」なる主題について考察できないことになる。つまり、その主題を限定する特殊性についての考察を行うこと (viśeṣacintāvṛtti) ができない、即ち、樂を與えること、或いは、樂を與えないことという特相についての考察ができないことになる⁽⁶⁾。従って、このような場合には、論書 (śāstra) が主題についての在り方を規定するための妥當な認識根據とされるべきである (pramāṇayitavya)⁽⁷⁾。そうした據り所となるものに反する命題は、即ち、論書などによって否定される命題は、推論にとっての主張命題とはならない。

また、世間上で承認されたことに反する命題の例としては、陳那は先述の「懷兔は月ではない」という命題を用いている。最も單純にこの例を捉えるならばこの例は次のように解されよう。「懷兔は月である」ということは世間で承認されていることである。「懷兔は月ではない」という命題は、この「懷兔は月である」という世間での承認によって否定されるので、推論にとっての主張命題にはならない、ということなろう。しかし、上述の如く、この例はそのように簡單には説明できない部分を含んでいる。實際、法稱は、この例を解説するに際しては、その命題を二つの視點から解釋し、それぞれに極めて緻密な論述を

展開している⁽⁸⁾。本論では仔細に論じる紙面の餘裕がないので、これについては PVin III の翻譯研究において論じる豫定である。

主張命題はこれら四種の基準によって否定されない、というこの規定は、既に PS III 2 b'cd' に述べられているものである。法稱は、PVin III で主張命題を規定する際に、一方で PS III での陳那の規定を用いつつ、他方で「信頼に値する人の言葉」と「世間で周知と承認された事柄」という二つの基準を推論に還元している。即ち、信頼に値する人の言葉は結果論證因に屬し、世間上での承認は自性論證因 (svabhāvahetu) に屬する、と法稱は説いている⁽⁹⁾。この承認がどのような推論の自性論證因となるのかについては次の章で論じる。

世間で周知なものと承認されていることは自性論證因である [2]

法稱は、更に、それぞれの基準を説明する際に、独自の詳細な解釋を付している。これらについては、翻譯研究にて論じる豫定である。

2 世間上での承認は世間に知られたことに矛盾する命題を拒斥する要因である

上述の如く、法稱は、推論される対象である主張命題の定義において、世間上での承認が疑似主張命題を拒斥する要因である、という考え方を陳那に従って述べている。以下において、この法稱の言説の意味を検討し、續いて、この言説が論理的にどのように成立するのかを、注釋に基づいて考察する。

2.1 世間上での承認がそれに矛盾する命題を拒斥するという法稱の言説の内容

主張命題の定義の文脈では、世間上での承認 (prasiddhi) はその承認に反する命題を否定する、と論じる節の冒頭で、法稱は次のように世間上での「承認」なる用語の機能を述べている。

[これまで説明した如く、話者の認容したこと、つまり、論書や信頼に値する人の言葉としての聖言は、疑似主張命題を拒斥する要因であるが、それのみならず、世間で周知として] 承認すること (prasiddhi) も [その承認したこと] 矛盾する主張内容を拒斥する (virodhiṇaṃ pratijñārthaṃ bādhati)。

他者の爲の推論 (parārthānumāna) における世間承認 (prasiddhi) (岩田)

(PVin III 296b2)⁽¹⁰⁾

[3]

この法稱説によると、世間上の承認はそれに反する命題を拒斥する要因となるが、もしこれを文字通りに捉えるならば、次の疑問が生じるであろう。世間で習慣的に認められることがそれに反する事柄を否定する、という見解は、その習慣的に認めることが物事の妥当性を確立する根拠になるということの意味する。しかし、世間で通用する事柄は必ずしも眞ではない。従って、その世間上の承認は、他の事柄を否定するための一般的な根拠にはならないのではないか、という疑問である。こうした疑問に答えるためには、世間上の承認はどのような理由で疑似的主張命題を拒斥する根拠となるのかを明確にする必要がある。世間上の承認が妥当な據り所となるという法稱の見解を明らかにするために、世間上での「承認」なる用語が推論において果たす役割を分析してみよう。なお、世間上での承認に関する法稱の言説には、一般的な記述が少なくなく、その言説の内容を理解するのは容易ではない。そこで、用語の説明や思考内容の考察に際してはダルモッタラ (Dharmottara 八世紀後半頃) の注解を参照することにしたい。

世間上での承認 (prasiddhi) がそれに反する命題を否定する根拠となる、という法稱説の内容を理解するためには、まず、世間上での「承認」なる語の意味を明らかにする必要がある。世間上での承認についてはいくつかの同義語が前提されている。世間上の承認とは、主張命題の定義を論じる文脈では、言葉と指示対象との対応関係を世間上で承認することである。それは、世間の慣習に従ってその対応関係を認知すること (pratīti) である。言葉と対象との対応関係を認知することは、言葉によって対象を指示する言語活動 (vyavahāra) である。つまり、以下に示される如く、承認と認知と言語活動は同義語であるということが前提されている。この同義語を介して、承認とそれによって成り立つ事柄を明らかにすることが以下の論点である。このことによって、世間上での承認が何故にそれに反する命題を拒斥できるのかを説明可能となるからである。

世間の慣習に従って或る対象を言葉の指示対象として認知すること (pratīti) は、これを対象の側から見れば、対象が言葉の指示対象として認知されていること (pratītatva) である。その言葉は世間規約 (saṃketa) に従っている⁽¹¹⁾。つ

まり、言葉とその対象との對應關係は、世間で慣習的に定められた約束に従って設定される。その對應關係の據り所となる世間規約は、話す人の意向のみ (icchāmātra) に従う⁽¹²⁾。それ故に、言葉と指示対象との對應關係は、話者の意向のみによって自由に設定される。そのように自由に設定される指示対象は、外界の實在する対象ではない。従って、ここで認知される対象は、認識の中に顯われる対象である。このように対象と言葉を結び付けて対象を認知することは、外界の対象に觸發されることなく認識することである。その認識は、自らに顯われた対象に言葉を結び付ける認識である。そうした外界の対象に依存せずに作用する認識は、感官を通して生じる直接知覺ではない。それは分別 (vikalpa, kalpanā) である。言葉と結び付いた対象、即ち、言葉の対象は、従って、この分別する知に顯われた対象である。

言葉の対象が顯現している分別 (kalpanā) とは次のように規定される。話者が或る対象相を認識している場合、しかも、その認識が外界の対象によって觸發されたものではない場合、その認識する知において顯現する対象相は、外界の対象の形相ではない。それは、過去の經驗により知に積み重ねられた潜在印象から顯われる対象、その知に潜在的に存在していた内的な対象である。その内的対象は、同じ知に潜在的に存する言葉によって表現され得る対象である。つまり、外界から觸發されずに生じる知においては、言語表現するもの (abhidhāna) である言葉の形相 (ākāra) と言語表現される (abhidheya) 指示対象の形相とは、一緒に顯現して結び付いている。このように指示対象が言語表現する言葉と結び付くことに適合した (abhilāpasamsargayogya) 形で知 (pratīti) において顯現する (pratibhāsa) ときに、その指示対象の顯現を有する知 (pratīti) が分別 (kalpanā) である。

分別とは、言語表現との結び付きに適合した (abhilāpasamsargayogya) 顯現を有する知 (pratīti) である。(NB I 5)⁽¹³⁾ [4]

この定義に「適合した」という語が用いられることにより、言語規約に習熟していないためにいま言葉と結び付いていなくても後で結び付くことの可能な対象が顯現している知も分別に含められる。分別は、そのような言葉と結び付き得る対象が顯現している知である、と規定される。その分別する知において

他者の爲の推論 (parārthānumāna) における世間承認 (prasiddhi) (岩田)

顯現している対象が言葉の対象である、というわけである。

ダルモットラは、この「言葉の対象が分別知の対象であること」を應用して、いま論題となっている「世間上での承認」なる概念を他の同義の概念に接続させている。対象を世間上で認識し認知すること (pratīti) は、対象が世間の言語規約に従った言葉の指示対象として認知されていること (pratītatva) である。その場合、対象は言語規約によって慣習的に假設された対象であり、實在する対象ではない。従って、その対象は、實在する対象に依存せずに作用する分別の対象である。かくして、対象が世間上で認知されていることは、対象が言葉の指示対象として分別知に顯われていること、つまり、この対象が分別知の対象であること (vikalpavijñānaviṣayatva) を意味する⁽¹⁴⁾。

対象を世間上で認知すること (pratīti)、つまり、対象が言葉の指示対象として認知されていること (pratītatva) とは、対象が分別知の対象であること (vikalpavijñānaviṣayatva) である [5]

同様に、対象を言葉の指示対象として世間上で承認すること (prasiddhi) も、対象が分別知の対象であることを意味する。また、世間の習慣的な言語使用に従って対象を言葉の指示対象として設定すること (vyavahāra) も、対象の實在することを前提せずに対象に言葉を適用することであるから、その対象が分別知の対象であることを意味する。このように、言葉の指示対象が分別知における対象であることを介して、世間上での認知は承認であり言語活動であると見なすのである⁽¹⁵⁾。

世間上での承認 (prasiddhi) と認知 (pratīti) と言語活動 (vyavahāra) とは同義である [6]

ここでは、言葉と指示対象との對應關係に関する佛教論理學派の次の見解が據り所となっている。言葉と指示対象との關係は、言葉が外界の實在する特定の対象を指示するという意味での實在的な關係ではない、そうではなく、言葉が分別知に現れる任意の対象を指示するという、實在するものに基つかない分別上の關係である、という見解である。

このように分別知を用いて世間上での承認を捉えるならば、法稱が「承認」という語によって何を具體的に示そうとしたのかが理解できるであろう。上記

の如く、言葉の指示対象が分別知に顯われた対象であることは、指示対象をそのように世間上で認知することであり ([5])、それは、指示対象を承認すること (prasiddhi) である。その承認は、分別知の対象に対して言葉を適用する言語活動 (vyavahāra) である ([6])。その場合、外界の實在する対象に対しては、任意の言葉を適用することはできないが、外界の対象に依存せずに生じる分別知に顯現した対象に対しては、話者が意圖した任意の言葉を結び付けることが可能である。そうした言葉と対象を結び付ける言語活動から、即ち、言葉と対象の對應關係を承認することから、その結果として、言葉の指示対象が話者の意圖した任意の言葉によって表現され得ることが成り立つ。このように対象が話者の意圖した言葉で表現され得ること (iṣṭaśabdābhidheyatva) は、言葉と対象とを結び付ける言語活動から生じた (vyavahāraja) 結果であるので、即ち、言葉と対象の對應關係を承認すること (prasiddhi) から生じた結果であるので、対象が意圖した言葉で表現され得ることは「承認」(prasiddhi) なる用語によって述べられていると、法稱は説いている。

この [話者の意圖した言葉によって指示対象が表現され得ること (iṣṭaśabdābhidheyatva) という] 特性 (dharma) は、言語活動によって生じている (vyavahāraja) [即ち、言葉と指示対象との關係を世間上で承認することによって生じている]、従って [意圖した言葉によって表現され得ることは、世間上での] 「承認」(prasiddhi) という語によって表示されている。(PVin III 296b3)⁽¹⁶⁾ [7]

言葉と指示対象の關係を話者が設定して言葉を用いる言語活動を行う (vyavahāra)、つまり、兩者の關係を世間に周知なものであると承認する (prasiddhi)、その承認の結果、指示対象を論者の意圖した任意の言葉にて表現することが可能となる。その意味で、世間上での「承認」なる概念は、話者の意圖した言葉によって表現される可能性を間接的に意味する。指示対象 (分別知の対象) が話者の意圖した言葉にて表現され得ること (iṣṭaśabdābhidheyatva) は、話者の意向に従って (puruṣecchānurodhin) 成り立っている。話者の意向のみで成り立っている事柄については、それを誰も否定することはできない。このように世間上での承認から得られた結果 — 話者の意圖した言葉によって表現され得る

他者の爲の推論 (parārthānumāna) における世間承認 (prasiddhi) (岩田)

こと — が否定され得ないことは、世間上での承認も否定され得ないことを意味する。それ故に、否定され得ない世間上での承認 (prasiddhi) は、世間で承認されたことに反する命題を拒斥する要因となる、と法稱は定説するのである。

以上の法稱の言説の内容を圖式化すると次のように略記される (矢印 (⇒) は因果關係を示す記號、 $A \Rightarrow B$ は、 A が原因で B が結果であることを示す。矢印 (→) は論理的關係を示す記號、 $A \rightarrow B$ は、 A によって B が含意されることを示す。等號 (=) は同義を意味する)。

言葉とその指示対象が世間上で承認されていることという意味での承認 (prasiddhi) = 言語活動 (vyavahāra) = 世間上での認知 (pratīti) = 言葉の指示対象が分別知の対象であること (vikalpavijñānaviṣayatva) ⇒ 話者の意圖した言葉によって諸指示対象が表現され得ること (iṣṭāśabdābhidheyatva)

[7-1]

話者の意圖した言葉によって諸指示対象が表現され得ること (iṣṭāśabdābhidheyatva) → 話者の意向に従う (puruṣecchānurodhin) → 否定され得ない (aśakyapratīṣedha)

従って、意圖した言葉によって指示対象が表現され得ることを生起させる原因となる世間上で承認されることも、否定されないので、世間上での承認に矛盾する主張内容を拒斥する (virodhiṇaṃ pratijñārthaṃ bādhatē)

[8]

この法稱の定説は P_{Vin} III に次の如く説示される。

[聖言のみならず、世間上で周知のもの] 承認すること (prasiddhi) も [その承認の内容に] 矛盾する主張内容を拒斥する (virodhiṇaṃ pratijñārthaṃ bādhatē)。[それは] 次の理由からである。[世間上の承認とは、言葉とその指示対象との對應を世間上で承認することである。その承認は、指示対象の方から見れば、指示対象が、外界に實在する物ではなく、分別知の対象である、ということの意味する。つまり、指示対象が、その対象と言葉との對應を定める人の分別知に生じる対象である (vikalpavijñānaviṣayatva)、ということの意味する。この分別知の対象であることとしての世間上の「承認」なる用語によって、指示対象が話者の意圖した任意の言葉に

よって表現され得ることが表示されている。そして、世間上の「承認」に
よって表示される、話者の]意圖した言葉によって表現され得ること (iṣṭa-
śabdābhidheyatva) は、[話]者の意向 [のみ]に従っている (puruṣecchānu-
rodhin) ので、諸々の [指示] 対象に關して否定され得ない [という] 理由
からである (artheṣv aśakyapraṭiṣedhatvāt) ⁽¹⁷⁾。[つまり、意圖した言葉によ
って表現され得ることが否定されないので、この表現され得ることの原因と
なる世間上の承認 — 世間上で言葉とその指示対象との對應を承認する
こと — も、諸指示対象に關して否定されない。それ故に、世間上での
承認は、その承認に反するような命題を拒斥するのである。この理由の中
で、意圖した言葉によって表現され得ることは、世間上での「承認」なる
語によって表示されるということを前提としたが、その表現され得ることは
次の意味で「承認」によって表示されているのである。] この [話者の意
圖した言葉によって表現される得ること ⁽¹⁸⁾ という] 特性は、言語活動に
よって生じている (vyavahāra) ので [即ち、世間上の承認によって生じてい
るので ⁽¹⁹⁾、意圖した言葉による表現可能性は、世間上での] 「承認」 (pra-
siddhi) という用語によって表示されているのである ⁽²⁰⁾。(PVin III
296b2f.) ⁽²¹⁾ [9]

法稱の言説を簡単に説明するならば、次のようになる。或る対象と言葉との
對應關係が世間の慣習に従って設定されること、つまり、或る対象が言葉の指
示対象として世間上で承認されていることは、その対象が話者の意圖した言葉
によって表現され得ることを可能にする。その話者の意圖した言葉で表現され
得ることは誰にも可能なことであり、それは否定されることがない。意圖した
言葉による表現可能性が成り立つので、その表現され得ることの原因となる世
間上での承認も成り立つ。それ故に、世間上の承認は、その承認に反すること
(指示対象が意圖した言葉によって表現され得ないこと) を拒斥する、と論じて
いるのである。

2.2 世間上での承認がそれに反する事柄を拒斥するという法稱の言説内容の論理的な分析

上記の法稱の言説そのものは簡略されたものであり、その意味を理解するために、和譯においてはダルモッタラの注釋に基づく補遺を挿入した。法稱の言説のみを取り上げると、そこには若干の不明な點が残されている。まず、言葉の指示對象が話者の意圖した任意の言葉によって表現され得ること (iṣṭaśabdābhidheyatva) は話者の意向に従うので否定され得ない、と法稱は言うが、「指示對象が意圖した言葉によって表現され得る」ということ自身が明瞭でない。その表現可能性とは具体的にどのような論理によって成立するのか。法稱はこの點について明示していない。次に、法稱は、世間上での承認 (prasiddhi) は論證因としては自性論證因に屬する ([2])、と述べていた。そして、ここでは、この世間上の「承認」はそれに矛盾する事柄を拒斥する、と述べている ([8], [9])。従って、世間上の承認を基準にしてそれと矛盾する事柄を拒斥するということの認識は、「承認」を自性論證因とする推論を通して得られる認識ということになる。それでは、世間上での承認や認知は、何をどのようにして導くのか、また、如何なる理由で自性論證因となるのか。これらが、上記の法稱の簡略された言説に對して生じる疑問である。

世間上の「承認」を論證因とする推論の論理的な構成については、法稱は説示していないが、ダルモッタラが詳しく論じている。それによると、「承認」なる論證因による推論は次のように記述される (以下の圖式の表示 $A: (X \rightarrow Y)$ では、 $(X \rightarrow Y)$ は、 X が Y によって論理的に包攝される包攝關係を示し、コロンは、その包攝關係が主題 (A) に適用されることを示す)。

すべてのもの (言葉の指示對象) が主題 (dharmin) で、その主題に、世間上で承認されることが論證因 (hetu) として所屬し、その論證因から、話者の意圖した言葉によって表現され得ること (iṣṭaśabdābhidheyatva) なる所證特性 (sādhyadharmā) が導かれる。そしてこの論證因は自性論證因 (svabhāvaheṭu) である。

すべてのもの : (承認 \rightarrow 話者の意圖した言葉による表現可能性) [10]

ダルモッタラの注釋を參照して、この證明での考え方を論理的に分析してみよう。彼の證明のポイントは次の考え方にある。言葉と指示對象との對應關係が世間上で認知されていること (pratitvatva)、即ち、言葉の指示對象として對象が認識されていることは、言葉の指示對象が分別知に顯現する對象であること (vikalpavijñānaviṣayatva) である ([5])、という同義の關係を用いて、世間上の「承認」(prasiddhi)、即ち「認知」(pratīti) なる論證因の意味を「分別知の對象たること」に換言する、という考え方にある⁽²²⁾。これを論式 ([10]) に適用すると次の論式が得られる (圖式 ([10-2]) も參照)。

承認 = 世間上で認知 (言葉と指示對象との對應關係が世間上で認知されていること) = 言葉の指示對象が分別に顯現する對象であること

すべてのもの : (分別知にて顯現する對象たること [=承認] → 話者の意圖した言葉により表現され得ること) [10-1]

「承認」という曖昧な概念からは話者の意圖した言葉による表現可能性がどのように導かれるのかは表象し難いであろう。そこで、ダルモッタラは、「承認」を、より具體的な概念「分別知に顯現する對象であること」に置き換え、これを理由にすると、即ち、或るものが外界の實在する對象ではなく「分別知に顯われた對象である」という理由からは、そのものが「任意の言葉によって表現され得る」という歸結を無理なく導出できる、と考えたのである。即ち、この兩者の關係を、推論の大前提となる論理的包攝關係としたのである。

或るものが分別知の對象であること (vikalpavijñānaviṣayatva) は、そのものが任意の言葉によって表現され得ることによって論理的に包攝される。

[11]

この包攝關係を主題である「すべてのもの(指示對象)」に適用することによって、すべてのものは話者の意圖した言葉により表現され得る、という歸結を導く。これが「承認」を論證因とした推論の内容である、とダルモッタラは解釋するのである。

ここで「承認」によって導かれる「言葉の對象が任意の言葉によって表現され得る」ということの意味を對論者説との相違という視點から明らかにしておこう。「言葉の對象は任意の言葉によって表現され得る」という佛教徒の主張

他者の爲の推論 (parārthānumāna) における世間承認 (prasiddhi) (岩田)

は、「言葉の対象が特定な言葉によってのみ表現される」という反論者説に反対するものである。反論者の立場では、言葉とその対象との結合関係 (śabdārthasambandha) は實在するものに基づいている (vāstava)。即ち、言葉は外界の特定な対象のみを指示するという形で言葉と対象との関係が固定されている。例えば、ミーマーンサー學派は、言葉 (śabda) と対象 (artha) との結合関係 (sambandha) は人爲的な所産ではなく先天的なもの (autpattika) であると主張する⁽²³⁾。言葉と対象との結合関係と同様に言葉と対象も常住であると言う。また、バルトリハリ (Bhartṛhari 五世紀頃) は、言葉と対象、及び、言葉と対象の結合関係は、常住なものである (nitya)⁽²⁴⁾、言葉と対象の結合関係は確立されている (samavasthita)⁽²⁵⁾、と主張する。「確立された」とは、言葉と対象との関係が、人間によって設定されたのではなく、本性によってのみ一般的に知られている (svabhāvata eva nirūḍhaḥ)、という意味である⁽²⁶⁾。そして、その言葉と対象の結合関係は無始よりある (anādi) 適合性 (yogyatā) である、と言う⁽²⁷⁾。これにより、対象と言葉との関係は、無始以来のもので斷續せずに成り立っていることが示される。更に、言葉とその対象が常住であり、兩者の對應關係が本來的に確定されているので、言葉にはそれに對應する特定な対象があること、そして、言葉は、それが經驗上で發せられる以前から、その特定な対象に對して適用され得る、という意味での先天的な適合性の存在することが示されている。

こうした言葉と対象との関係を固定化する他者説に對して、言葉と対象との関係は言葉を用いる人の意向により自由に設定される、つまり「対象は、言葉を用いる人の意圖した任意の言葉によって表現され得る」と佛教徒は主張する。その主張の論據としてダルモータラは「その対象は、世間上で承認されるから、即ち、分別知の対象であるから」という論證因を立てるのである。それでは、この論證因 (分別知の対象たること) と所證特性 (任意の言葉によって表現され得ること) との論理的包攝關係 (上記の [11]) はどのようにして成立するのか。ダルモータラの注釋を參考にすると、その包攝關係を確定する過程は次のように分析される⁽²⁸⁾。

もし [他者の主張するように] 言葉と対象との對應關係が實際に存するも

のに基づくものであるならば (vāstave sati śabdārthasambandhe) [即ち、或る言葉に對して一對一に對應する確定した外界の實際に存する物があるというように、對象と言葉との對應關係が實際に存するものに基づいて固定されているならば]、[話者の意圖した任意の] 言葉によって [對象が] 表現されることの不可能なことが (śabdenābhīdhātum aśakyatvam) [生じるで] あろう。しかし、[實際には] その [言葉と對象との固定された實在的な對應關係] は否定されている。(PVinT(Dh) 61a3f.)⁽²⁹⁾

もし言葉と對象との實在的な結合關係があるという他者の説を前提にすると、言葉は、言葉の使用に關する經驗以前に、特定な外界の對象と對應すると確定されていることになる。そのことから、任意の對象が言葉によって表現されないことになるという結果が生じる。この因果關係は、對象と言葉との結合關係が實在する對象に基づいていることが原因で、その結果、對象が言葉によって表現され得ないことが結果として生じる、という關係である。これを以下のように圖式化する。

對象と言葉との實在的な關係 (vāstavaḥ śabdārthasambandhaḥ) ⇒ 對象は言葉によって表現され得ないこと (śabdenābhīdhātum aśakyatvam) [12]

しかし言葉と對象との實在的な結合關係は現實の經驗に矛盾する。即ち、日常的に言葉を用いる場合には、言葉を用いる經驗以前に最初から言葉が特定なもののみを指示するという確定があるわけではない。同一の對象を複数の言葉が指示することは經驗されるからである。それは、例えば、懷兔(月)は「月」と呼ばれるが、その白さから「銀」や「樟腦」とも呼ばれ得る如くである。このように、外界に實在する特定な對象と言葉との實在的な結合關係は成立しない。この實在的關係は上記の因果關係([12])での原因であり、それが否定されるので、その原因から派生する結果、即ち、對象が言葉によって表現され得ないこと([12]での結果)も否定される。つまり、因果關係を「原因がなければ結果もない」という論理的な關係に換言すると次の命題が得られる。

言葉と對象との關係が實在するものではないならば、即ち、言葉の對象が外界の實在する對象ではないならば、對象は任意の言葉によって表現され得る。 [12-1]

他者の爲の推論 (parārthānumāna) における世間承認 (prasiddhi) (岩田)

この命題は佛教論理學派の基本的な見解を示している⁽³⁰⁾。

さて、因果關係 ([12]) によると、言葉と對象との實在的な對應關係のあることが原因となり、即ち、外的に實在する對象を言葉が指示するという對應關係が經驗以前に確定されることが原因となり、その原因から、任意の對象が言葉によって表現され得ないという結果が生じる、という關係が成り立っていた。しかし、この原因に相當する事柄 — 言葉が外的に實在する對象を指示するという對應關係が、言葉を用いる經驗以前にア・プリオリに確定されること — は現實には成り立つ事柄ではない。言葉と外界の實在對象との對應關係が確定されないことは、言葉の對象の視點から見れば、言葉の對象は外界に實在するものではないということの意味する。それでは、對象が言葉によって表現され得ないことを生起させる原因に相當するものは、「外界に實在する」對象を用いない場合にはどのように記述されるのか。言葉の對象として外界に實在するものを想定しないことは、言葉の對象は外界のものではなく、内的なものであることを意味する。つまり、この場合の言葉の對象とは、知に顯われた對象である。そこで、その内的な對象が言葉とどのような關係にあると、その對象が言葉によって表現されないという結果になるのか、ということが問題となる。こうした結果が生じるのは、内的な對象が言葉と結合しないからである。つまり、内的な對象が言葉と結合しないことが、言葉によって對象の表現され得ないことの原因である。内的な對象が言葉と結合しない場合とは、ダルモーツラによると、知自身に顯現した對象 (jñānātmany āruḍhasyārthasya) がその知において言葉の形相 (śabdākāra) と結び付いていない (na saṃsṛjyate) 場合である⁽³¹⁾、即ち、對象が言葉の形相と結び付くことに適合しない場合である。かくして、表現する言葉の形相との結び付きに内的な對象が適合していないこと (abhidhānākārasaṃsarga-ayogyatā) は、その對象が言葉によって表現され得ないことの原因である、という因果關係が成り立つ。

この因果關係を論理的に表現すれば、「對象が言葉によって表現され得ないならば、對象は知において言葉の形相と結び付くことに適合しない」という命題が得られる。これは、これからの論述において前提となる論理的包攝關係 (vyāpti) である。

對象が言葉によって表現され得ないこと (śabdenābhīdhātum aśakyatvam) は、その對象が表現する言葉の形相と結び付くことに適合していないこと (abhidhānākārasaṃsarga-ayogyatā) によって論理的に包攝される⁽³²⁾。

言葉による表現の不可能性 → 表現の形相との結び付きへの非適合性
 śabdenābhīdhātum aśakyatvam → abhidhānākārasaṃsarga-ayogyatā [13]

この包攝關係の對偶は「表現の形相との結び付きへの適合性のあるところには、言葉による表現の可能性がある」という包攝關係である。つまり、「對象が表現の形相との結び付きに適合していれば、その對象は言葉によって表現され得る」という命題である。

表現の形相との結び付きへの適合性 (abhidhānākārasaṃsarga-yogyatā) →
 言葉による表現の可能性 (śabdenābhīdhātum śakyatvam) [13-1]

以上の論述を簡単に確認すると次のようになる。他者は、言葉の對象が外界に實在するもので、その對象が言葉と結合する、と主張するが、そうであれば、對象は言葉によって表現され得ないと結果が生じる ([12])。しかし、言葉が外界の實在對象を指示するという實在的な對應關係は確定されない。言葉の對象が外界の實在對象であることが否定されれば、對象が言葉によって表現され得ないことも否定される、つまり、對象は任意の言葉によって表現され得る ([12-1])。これは、佛教徒の基本的な見解である。言葉の對象が外界の對象ではないことは、その對象が知に顯現した對象であることを意味する。この知に顯現した對象は、同じ知にある言葉の形相と結び付くことに適合している。そうした適合性のある對象は、言葉によって表現され得る ([13-1])、とダルモッタラは論じるのである。

これまでの論述の内容は幾分複雑になっているので、ここでその論述の論理的構成を一瞥しておこう。ダルモッタラは、世間上の承認を論證因とする推論として、すべてのもの (指示對象) は、世間上で承認されている故に、話者の意圖した任意の言葉によって表現され得る、という推論 ([10]) を構成する。ここでは「承認」が論證因であるが、承認が何故に意圖した言葉による表現の可能性を導くのが不明瞭であるので、「承認」を「分別知に顯現する對象」なる概念で置き換える ([10-1])。これを次の如く略記する。

他者の爲の推論 (parārthānumāna) における世間承認 (prasiddhi) (岩田)

すべてのもの：(分別知にて顯現するもの → 意圖した言葉にて表現され得るもの)

この推論で大前提となるのは、「分別知に顯現するものは、話者の意圖した言葉によって表現され得るものである」という論理的包攝関係である ([11])。この包攝関係を説明するために、推論の所證特性「意圖した言葉による表現可能性」を導く概念として「言語表現する言葉の形相と結び付くことに適合していること」を導入する。つまり、「分別知に顯現するものは、言葉の形相と結び付くことに適合するものである」という論理的関係と、「その言葉の形相との結び付きに適合したものは、意圖した言葉によって表現され得るものである」という論理的関係の連言によって、上記の「分別知に顯現するものは、話者の意圖した言葉によって表現され得る」([11]) という論理的包攝関係を説明しようとするのである。

この二つの論理的関係の中で、後者の関係は上記の圖式 ([13-1]) において既に説明されている。前者の「分別知にて顯現するものは、言葉の形相との結び付きに適合するものである」という論理的関係は次のように説明される。上述の分別の定義によると、分別とは、言葉と結び付くことに適合した指示對象が顯現している知である ([4])。その分別知において言葉の行相と結び付き得る對象が言葉の指示對象であるから、言葉の指示對象は分別知に顯われた對象である。もし言葉の對象が外界の實在する對象であれば、それは言葉との對應が固定された特定な對象となろう。その場合には、經驗以前に定められた特定な外界の對象に対してのみ言葉が適用されることになろう。しかし、言葉の指示對象は世間規約に従って經驗的に設定されるので、言葉が經驗以前に定められた特定な外界の對象を指示する、ということは成立しない。従って、言葉の指示對象は特定な外界の對象ではない。つまり、言葉の指示對象は内的な對象、しかも、分別知の對象である。その分別知は、外界の對象に觸發されて生じるのではないので、特定な實在する對象を表象しない。即ち、分別知は、外的對象に限定されない不特定な顯現 (anīyatapratibhāsa) を有する⁽³³⁾。従って、分別知に顯われた言葉の指示對象は、不特定な對象であるので、任意の言葉の行相と結び付くことに適合している (abhidhānākārasamsargayogya)⁽³⁴⁾。この場合の

適合性は、分別知での不特定な対象に對して言葉が適用され得る、たとい言葉がいま適用されていない場合でも後で適用可能である、という意味での適合性である。

或るものが分別知の対象であること (vikalpavijñānaviṣayatva) は、そのものが言葉の行相と結び付くことに適合していること (abhidhānākārasamsargayogyatā) によって論理的に包攝される。

vikalpavijñānaviṣayatva → abhidhānākārasamsargayogyatā [14]

分別知の対象が言葉と結び付くという場合、その言葉とは、話者の意圖に従った世間規約に基づいた言葉である。世間規約が話者によって自由に設定される以上、その世間規約に基づく言葉も任意に設定される。従って、そのような言葉と結び付くことの可能なものは、話者の意圖に従う任意の言葉によって表現され得る ([13-1])⁽³⁵⁾。かくして、分別知に顯われた対象は、任意の言葉によって表現され得る、という論理的包攝關係 ([11]) が成立する。

以上の論理的關係は次の如く圖式化される。

vikalpavijñānaviṣayatva (→ abhidhānākārasamsargayogyatā) → śabdenābhidhātuṃ śakyatvam (= iṣṭaśabdābhidheyatva) [15]

この包攝關係をすべてのもの (指示対象) に適用することによって、「すべてのもの (指示対象) は任意の言葉で表現され得る」という定説を導くことができる。この證明をダルモータラは次の論證式にて示している。

ここでは、次のことが妥當な認識の内容である。およそ分別知 [に顯われた] 対象 (vikalpavijñānaviṣaya) としての [言葉の指示] 対象、それは、世間規約に定められた (sāṃketika) 言葉 (śabda) によって表現され得る (abhidhātuṃ śakyaḥ)、例えば、分別の対象である、枝などを有する [指示] 対象は、「木」なる言葉によって [表現される]。そしてその様にすべてのものは分別 [知] の対象である (vikalpaviṣayāḥ sarve bhāvāḥ)。それ故に、[すべてのものは] すべての言葉によって表現され得る。(PViṅṭ(Dh) 61a2f.)⁽³⁶⁾

この論證では、「分別知の対象たること」(論證因) は「話者の意圖に従う世間規約に定められた言葉によって表現され得ること」によって包攝される、即

他者の爲の推論 (parārthānumāna) における世間承認 (prasiddhi) (岩田)

ち、「話者の意圖したすべての言葉によって表現され得ること」(所證特性)によって包攝される。その包攝関係が主題である「すべてのもの(指示対象)」に適用される。この論證の論證因は自性論證因である⁽³⁷⁾。この論式を次のように略記する。

すべてのもの：(分別知の対象 [= 世間上での認知 = 承認] → 話者の意圖したすべての言葉によって表現され得る)

例えば、分別知に現れた、枝などを有する対象は、「木」なる言葉によって表現され得る如し。

sarve bhāvāḥ: (vikalpavijñānaviṣayāḥ [i. e., pratīti = prasiddhi] → sarvaśābdenābhidhātum śakyāḥ)

ex: vikalpaviṣayāḥ śākhādīmān artho vṛkṣaśābdena abhidhātum śakyāḥ. [10-2]

以上で、世間上での「承認」或いは「認知」なる論證因から「すべての指示対象は任意の言葉によって表現され得る」という命題を證明する推論の内容は明らかになった。その論證の要點は次の點である。

(1) 世間上での「承認」なる論證因を、世間上で認知されること、つまり、分別知に顯われた対象たることに置き換える ([10-1])。

(2) 分別の定義 ([4]) により、分別は言葉と結び付き得る対象を有する、ということが成立する。つまり、分別知の対象は言葉と結び付き得る。分別は外界の實在するものを所縁として生じるのではないので、分別には、外界の特定な対象とは関係のない任意の対象が顯現する。従って、分別には外的対象に制約されない不特定な対象形相が顯現する。分別知に顯現する不特定な対象形相は、言葉と結びつき得る。即ち、分別知の対象は、不特定な対象であるので、言葉と結び付き得る ([14])。

(3) 分別知に顯われた対象は、言葉と結び付き得るので、任意の言葉によって表現され得る。 [16]

このように、世間上での「承認」を論證因とする推論とは、「承認」なる論證因によって「すべてのものは任意の言葉にて表現され得る」という主張命題を證明することである、とダルモータラは説明するのである。しかしこの推論の形式に關してなお説明を要する點が残されている。法稱はこの論證因を自性

論證因とするが、それはどのような理由からなのか、という問題である。法稱の言説によると、言語活動たる世間上での承認という原因から、話者の意圖した言葉によって表現され得ること (iṣṭaśabdābhidheyatva) が結果する、という因果関係が成り立っていた ([7-1])。この世間上の承認は、ダルモツタラにより、分別の対象たること (vikalpaviṣayatva) に置き換えられた。従って、分別知の対象たること (原因) から意圖した言葉による表現 (結果) が生じる、という因果関係が成立することになる。一般に結果から原因を推論することは可能であるが、原因から結果を推論することはできない。しかし、いまの論證式の場合、分別知の対象たることなる原因から、意圖した言葉による表現なる結果が推論されている。そこで、この論證式での論證因である世間上での「承認」(pratīti) つまり「分別知の対象たること」は、正しい論證因にならないのではないか、という懸念が生じるのである。

これに対する答えは、因果の特定な関係の場合には、原因から結果が導かれるという見解によって與えられる。原因は常に結果を論理的に導くわけではない、しかし、原因が結果を生起するための十全な原因全體である場合には、その原因全體があると結果は必ず生じるので、原因から結果の可能性を推論することができる。つまり、結果が或る特定な原因のみから生じ、他の如何なる條件にも依存しない場合、その特定な原因から結果を導くことは可能である。この場合の「原因」なる論證因は自性論證因である、と規定される⁽³⁸⁾。それは次の自性論證因の定義に基づいている。所證特性が論證因の存在のみに従っている場合、その論證因は所證特性を導く自性論證因である、という自性論證因の規定である⁽³⁹⁾。この自性論證因の規定が當該の論證因にも適用される。或るものが外界の實在するものではなく分別知の対象であること (論證因) が成り立つだけで、そのものは話者の分別において話者の意圖した任意の言葉と結び付けられ、そうした言葉によって表現され得る。つまり、意圖した言葉による表現可能性なる所證特性が分別知の対象たること (vikalpaviṣayatva) なる論證因のみに従っているので、この論證因は自性論證因となるのである⁽⁴⁰⁾。

かくして、世間上での承認 (prasiddhi)、つまり認知 (pratīti) が妥當な認識である場合、それは自性論證因であり、その「認知」なる論證因から、話者の意

他者の爲の推論 (parārthānumāna) における世間承認 (prasiddhi) (岩田)

圖した言葉によってすべてのものが表現され得ることが證明される。このように「意圖した言葉による表現可能性」は、單に否定されないというだけではなく、論證因によって證明される事柄である。従って、この意圖した言葉によって表現され得ることは、世間で承認されている事柄に反對して表現され得ないとする命題 — 例えば「懷兔は月ではない」、即ち「懷兔は『月』なる言葉で表現されない」という對立する主張 — を拒斥する要因となるのである。

それ故に、[言葉の指示對象が] 分別知の對象であることそのものは、[指示對象が言葉と對應すると] 世間で定立されていること (jagatsthiti) であり、[指示對象と言葉との對應が] 承認されていること (prasiddhi) であり、言語活動 (vyavahāra) [即ち、指示對象が言葉と對應することが設定されること、その言葉を用いた日常的な活動の對象であること] である、と言われる。そして、まさにそれ (或るものが世間で承認されていること、言語活動の對象たること、分別知の對象たること) は、[そのものが意圖された任意の言葉によって表現され得るということを導く] 自性論證因である。この [世間で] 承認されていることによって證明された (sādḥita)、[しかも] この言語活動によって生じた (vyavahārāj jātam) [特性で]、意圖された言葉によって表現され得ること (iṣṭaśabdābhidheyatva) という [特性] は、[それと] 矛盾した、意圖された言葉によって表現され得ないこと (iṣṭaśabdānabhidheyatva) を拒斥する (bādhaka) [要因] である。(PVinT(Dh) 61a8-b2)⁽⁴¹⁾

このように、認知 (pratīti)、即ち、承認 (prasiddhi) が自性論證因であり、その自性論證因から、話者の意圖した言葉によってすべてのものが表現され得ることが論理的に證明される。この推論で證明された事柄は、それに反する命題 (例えば、「懷兔は月ではない」という對立する主張) を拒斥する。その意味で、世間上の承認は、任意の言葉による表現可能性を導く論證因となる限りで、表現可能性に矛盾する疑似命題を拒斥する要因である、ということが成り立つ、とダルモータラは説明するのである。

以上の論述を要約すると次のようになる。法稱は、推論の主張命題の定義に

において、證明されるべき主張命題は、認識根據たる直接知覺や推論によって否定されないもの (anirākṛta) である、と定説する。初めから完全に否定されているような命題は、推論を立てて證明すべき対象とはならないので、疑似主張命題であり、こうした命題は主張命題から排除される、と言うのである。法稱は、更に、主張命題は信頼に値する人の言葉や世間で承認されたこと (prasiddha) によっても否定されないものである、と定言する ([1])。これによると、世間上の承認 (prasiddhi) はそれに反する命題を拒斥する根據となる ([3])。つまり、世間で習慣的に認められることは物事の妥當性を確立する根據であるということになる。しかし、世間で通用する事柄は必ずしも眞ではない。そこで、本論では、世間上での「承認」なる概念が何故に疑似主張命題を否定する根據となるのかを、ダルモッタラの解釋に従って、論理的に解析した。

世間上の承認に関する法稱の定説は次の如くである。言葉とその指示対象が世間上で承認されていることが承認 (prasiddhi) である。この指示対象が承認されていることから、話者の意圖した言葉によって諸指示対象が表現され得ること (iṣṭaśabdābhidheyatva) が結果として生じる ([7-1])。その意圖した言葉によって表現される得ることは、話者の意向に従うので否定され得ない。従って、意圖した言葉によって指示対象が表現され得ることを生起させる原因となる世間上で承認されることも、否定されない。それ故に、世間上での承認は、それに矛盾する主張内容を拒斥する (virodhiṇaṃ pratijñārthaṃ bādhati) ([8])。この世間上の承認は自性論證因に所屬する ([2])。

この法稱の定説は簡略化された形で述べられており、そこには若干の不明な點が残されている。まず、言葉の指示対象が話者の意圖した任意の言葉によって表現され得ること (iṣṭaśabdābhidheyatva) は話者の意向に従うので否定され得ない、と法稱は言うが、「指示対象が意圖した言葉によって表現され得る」ということ自身は具體的にどのような論理によって成立するのか。次に、法稱説によると、世間上での承認 (prasiddhi) は、論證因としては自性論證因であり、その「承認」はそれに矛盾する事柄を拒斥する要因である。従って、世間上の承認を基準にしてそれと矛盾する事柄を拒斥するということの認識は、「承認」を自性論證因とする推論を通して得られる認識ということになる。それでは、

他者の爲の推論 (parārthānumāna) における世間承認 (prasiddhi) (岩田)

世間上での承認は、何をどのようにして導くのか、また、如何なる理由で自性論證因となるのか。法稱はこれらの点について明示していない。

こうした問題に取り組んだのがダルモッタラである。彼の注釋によると、世間上での承認による推論は次の如く構成される。すべてのもの (指示対象) は、話者の意圖した言葉によって表現され得る。何故ならば、世間上で承認されているものである故に、という推論である ([10])。この推論では、世間上での「承認」(prasiddhi)、或いは、世間上での「認知」(pratiti) が論證因であり、それを論理的に包攝する「話者の意圖した言葉による表現可能性」が所證特性である、という論理的包攝関係が大前提となる。しかし、この包攝関係そのものの成立は自明なものではない。そこでダルモッタラはこの包攝関係を次の如く證明している ([16])。その証明のポイントは、「分別知に顯われる対象たること」という概念を導入するところにある。

(1) 世間上での「承認」なる論證因を、世間上で認知されること (pratitvatva)、つまり、分別知の対象たること (vikalpavijñānaviṣayatva) に置き換える ([10-1])。

(2) 分別の定義 ([4]) により、分別は言葉と結び付き得る対象を有する、ということが成立する。つまり、分別知の対象は言葉と結び付き得る。分別は外界の實在するものを所縁として生じるのではないので、分別には、外界の特定の対象とは関係のない任意の対象が顯現する。従って、分別には外的対象に制約されない不特定の対象形相が顯現する。分別知に顯現する不特定の対象は、言葉と結びつき得る ([14])。

(3) 世間上で承認された対象、つまり、分別知に顯われた対象は、言葉と結び付き得る。言葉との結び付きに適合したものは、話者の意圖した言葉によって表現され得る ([13-1])。かくして、世間上で承認されたものは、意圖した言葉によって表現され得る、という論理的包攝関係が成立する。

この包攝関係を主題である「すべてのもの」(指示対象) に適用すると、次のように結論が得られる。すべてのもの (指示対象) は、分別知に顯われた対象である。分別知に顯われた対象は、言葉と結び付き得るので、任意の言葉によって表現され得る ([15])。それ故に、「すべてのもの (指示対象) は、任意の言葉によって表現され得る」という主張命題が導かれる ([10-2])。この推論での

所證「話者の意圖した言葉によって表現可能であること」は、論證因である世間上での「承認」、即ち、「分別に顯われた對象たること」の存在のみに従っている。所證が論證因の存在のみに従っている場合、論證因は自性論證因である。このように「話者の意圖した言葉によって表現可能であること」という所證特性は、單に否定されないというのみではなく、論證因によって證明されているので、それと矛盾したこと、つまり、世間規約に従った言葉と對象との對應關係を否定すること（指示對象が意圖した言葉で表現されないこと）を拒斥する、と論じるのである。

以上の論述では、世間上での承認がそれに反する事柄を拒斥するという法稱の定説を、論理的に解釋するという一般論的な視點から分析した。法稱は自らの定説を陳那が採用した具體的な例を用いて説明している。即ち、「懷兔は月である」という世間で承認されたことがそれに反する「懷兔は月ではない」ということを拒斥する、という例を用いている。この具體例の考察では、法稱は、世間での承認が疑似主張命題を拒斥する要因であることと、推論が拒斥する要因であることとをどのように會通するのか、世間で承認されたことはどのような条件のもとで疑似主張命題を拒斥する要因となるのか、などの問題に取り組み、詳細な考究を行っている。これらについては別稿で論じる豫定である。（本稿は、平成 20 年度科學研究費（基盤研究（B））による研究成果である。）

略號

Ce', Ce'e, Ci, Ci', Ci'e	引用。引用のタイプについては、Lasic, Horst. <i>Jñānaśrīmitras Vyāpticarā</i> . Wien, 2000. 25ff. 参照。
D	デルゲ版西藏大藏經
em.	emended
n.e. Tib.	no equivalent in Tib.
om.	omitted in
P	北京版西藏大藏經
Skt. Ms.	サンスクリット語寫本
Tib.	西藏語
< >	挿入
{ }	寫本において消去された部分を示す

他者の爲の推論 (parārthānumāna) における世間承認 (prasiddhi) (岩田)

- 赤松 1998 赤松明彦『古典インドの言語哲学 1, 2』東京 1998.
- Houben 1995 Houben, Jan E.M. *The Saṃbandha-Samuddeśa (Chapter on Relation) and Bhartṛhari's Philosophy of Language*. Groningen, 1995
- Iwata 1991 Iwata, Takashi. "On the Classification of Three Kinds of Reason in *Pramāṇaviniścaya* III — Reduction of Reasons to *svabhāvahetu* and *kāryahetu*." *Studies in the Buddhist Epistemological Tradition. Proceedings of the Second International Dharmakīrti Conference. Vienna, June 11-16, 1989*. Ed. Ernst Steinkellner. Wien, 1991. 85-96.
- Iyer 1965 Iyer, K.A. Subramania. *The Vākyapadīya of Bhartṛhari with the Vṛtti. Chapter I. English Translation*. Poona, 1965.
- Iyer 1971 Iyer, K.A. Subramania. *The Vākyapadīya of Bhartṛhari. Chapter III, pt. 1. English Translation*. Poona, 1971
- 木村 1981 木村俊彦『ダルマキールティ宗教哲学の原典研究』東京 1981.
- 北川 1965 北川秀則『インド古典論理学の研究』東京 1965.
- 中村 1981 中村 元「インド論理学の理解のために - I ダルマキールティ『論理学小論』(Nyāya-bindu)」『法華文化研究所』7 (1981): 1-178.
- Rau 2002 Rau, Wilhelm. *Bhartṛharis Vākyapadīya*. Ed. Oskar von Hinüber. Stuttgart, 2002.
- Steinkellner 1979 Steinkellner, Ernst. *Dharmakīrti's Pramāṇaviniścayaḥ. Zweites Kapitel: Svārthānumānam. Teil II*. Wien, 1979.
- Tillemans 2000 Tillemans, Tom J.F. *Dharmakīrti's Pramāṇavārttika. An Annotated Translation of the Foruth Chapter (parārthānumāna) Volume 1 (k. 1-148)*. Wien, 2000.
- DhPr Dharmottarapradīpa (Durvekamiśra): *Pañḍita Durveka Miśra's Dharmottarapradīpa [Being a Sub-commentary on Dharmottara's Nyāyabinduṭīkā, a Commentary on Dharmakīrti's Nyāyabindu]*. Ed. Dalsukhbhai Malvania. 2nd ed. Patna, 1971.
- NB Nyāyabindu (Dharmakīrti): see DhPr.
- NB I Nyāyabinduṭīkā, chapter I (pratyakṣa).
- NB III Nyāyabinduṭīkā, chapter III (parārthānumāna).
- NBṬ (Dh) Nyāyabinduṭīkā (Dharmottara): see DhPr.
- PV Pramāṇavārttika (Dharmakīrti): Miyasaka, Yūsho. "Pramāṇavārttika-kārikā (Sanskrit and Tibetan)." *Acta Indologica II*. 1971-1972. 1-206.
- PV IV Pramāṇavārttika, chapter IV (parārthānumāna): see PV and Tillemans 2000
- PVin Pramāṇaviniścaya (Dharmakīrti): P 5710.

PVin III	Pramāṇaviniścaya, chapter III (parārthānumāna).
PVinṬ (Dh)	Pramāṇaviniścayaṭikā (Dharmottara): P 5727. Skt. Ms. = オーストリア 科學アカデミー所蔵の梵文寫本。
PVBh	Pramāṇavārttikabhāṣya (Prajñākaragupta): <i>Pramāṇavārttikabhāṣyam or Vārttikālaṅkāraḥ of Prajñākaragupta</i> . Ed. Rāhula Sāṅkṛtyāyana. Patna, 1953.
PVV	Pramāṇavārttikavṛtti (Manorathanandin): <i>Pramāṇavārttika of Acharya Dharmakīrti with the Commentary 'Vṛtti' of Acharya Manorathanandin</i> . Ed. Swami Dwarikadas Shastri. Varanasi, 1968.
PS III	Pramāṇasamuccaya (Dignāga), chapter III (parārthānumāna): P 5700.
PSṬ	Pramāṇasamuccayaṭikā (Jinendrabuddhi): P 5766.
PSV ¹	Pramāṇasamuccayavṛtti (Dignāga), translated by Vasudhararakṣita and Señ (ge) rgyal (po): P 5701.
PSV ²	Pramāṇasamuccayavṛtti (Dignāga), translated by Kanakavarman and Dad pa ('i) śes rab: P 5702.
VP	Vākyapadīya (Bhartṛhari): see Rau 2002.
VP I	Vākyapadīya, chapter I (brahmakāṇḍa).
VP III	Vākyapadīya, chapter III (padakāṇḍa).

注

- (1) 小野 基「ダマキールティの疑似論證因説」『佛教學』21 (1987): 11 参照。
- (2) 陳那の論理學では、世間的に承認されない「懷兔は月ではない」という命題は論證因によって證明され、逆に、世間的に承認される「懷兔は月である」という命題は證明されない、というパラドックスが生じる。こうしたパラドックスを處理する一つの方法として、陳那は、疑似的な主張命題という考え方をを用いたのであろう、と北川 1965 (63-67) は論じている。世間上での承認を一つの根據とし、それに反する「懷兔は月ではない」という命題を疑似的な主張命題とすることによって、こうしたパラドックスを引き起こす命題を推論の對象から除外したのであろう。
- (3) See PVin III 288b1: rjes su dpag par bya ba de yañ / ño bo kho nar bstan par bya // rañ ñid 'dod dañ ma bsal ba'o //(svarūpeṇaiva nirdeśyaḥ svayam iṣṭo 'nirākṛtaḥ / [PVin III 5ab]); Iwata, Takashi. "Dharmakīrti's Interpretation of the Word *iṣṭa* in the Definition of the Thesis." *Indica et Tibetica. Festschrift für Michael Hahn*. Ed. Konrad Klaus and Jens-Uwe Hartmann. Wien, 2007. 277 and note 8.
- (4) PVin III 25ab: mñon sum don dañ rjes dpag dañ // yid ches grags pas ma bsal ba // - Ce' PS III 2b'cd', cf. PV IV 91ab; NB III 48. PS III 2 の翻譯については Tillemans 2000, 5f., 125; 北川 1965, 129 参照。

他者の爲の推論 (parārthānumāna) における世間承認 (prasiddhi) (岩田)

- (5) PVin III 294b7 – Ci PVBh 525, 27: pretyāsukhaprado dharmāḥ, Ci' PŚT 162b6; see PV IV 97c'd.
- (6) See PVinT(Dh) 52a5f. = Skt. Ms. 42a7–b1: na viśeṣasya sukhapradatvāsukhapradatvalakṣaṇasya^{1*} cintāpravṛttir asti^{2*} (^{1*}sukhapradatvāsukha<pra>datva° em., Tib. 52a5 (= D 45a1): bde ba ster bar byed pa ñid dañ / bde ba ma yin pa ñid. ^{2*}Tib. 52a6: dpyod pa 'jug pa yod pa ma (D 45a1; om. P) yin te /). Tillemans 博士、Steinkellner 博士、Krasser 博士のご好意により、PVinT(Dh) の梵文寫本を閲覽することが可能となった。ここに記して感謝の意を表したい。
- (7) See PVin III 294b7f.: chos can rnam par g'zag (D 197a1; b'zag P) pa (dharmivyavasthiti) de la brten pa'i phyir / de la gnod na (tatprabādhane) g'zi med pas (adhikaraṇapratyastamayāt) khyad par la dpyod pa mi 'jug pa'i phyir (na viśeṣacintāvṛttir iti) rnam pa de lta bu'i yul la ni gdon mi za bar (avaśyam) bstan bcos tshad mar 'gyur dgos so (śāstraṃ pramāṇayitavyam)//.
- (8) See PVin III 296b6ff.
- (9) See PVin III 294b2: yid ches pa'i tshig (āptavacana) ni 'bras bu'i mtshan ñid can (kāryalakṣaṇa) gyi rtags (liṅga) yin la / grags pa (prasiddhi) ni (D 196b3; om. P) rañ b'zin gyi mtshan ñid (svabhāvalakṣaṇa) yin no //(「信頼に値する人の言葉(āptavacana)は、結果を特相とする論證因であり、[世間で周知との] 承認は、自性を特相とする[論證因]である」)。
- (10) テキストについては、本論の [9] の注を参照。PVin III での世間上の承認に関する箇所は、Tani, Tadashi. “The Problem of Interpretation on *Pramāṇaviniścaya* III ad vv. 28–29 — with the Text and a Translation—.” 『高知工業高等専門學校學術紀要』 29 (1988): 3ff. に英譯される。
- (11) See PVin III 296b8: sgra ni brda la (D 199a2; las P) brten pa yin la.
- (12) See PVin III 296b8: de (i. e. saṃketa) yañ 'dod pa tsaṃ la brten pa yin te /.
- (13) NB I 5 : abhilāpasamśargayogyapratibhāsā pratītiḥ kalpanā. NB および NBṬ(Dh)は、中村 1981, 木村 1981 等に譯される。
- (14) See NBṬ(Dh) 183, 6–184, 1: pratītiḥ pratītatvaṃ vikalpavijñānaviśayatvam ucyate. NB III 51 に對する NBṬ(Dh) での注釋の箇所は、Tillemans 2000, 224, note 708 にも譯される。
- (15) See PVinT(Dh) 61a8 – Ci' DhPr 184, 24f.: tasmād vikalpavijñānaviśayatvam eva pratītiḥ prasiddhir vyavahāraś cocyate; PVinT(Dh) 60a8 = Skt. Ms. 49a1: vyavahṛtir vyavahāraḥ pratītir vikalpaviśayatvam.
- (16) テキストについては本論の [9] の注参照。
- (17) PVin III 296b2f. – Ce'e PV IV 109a–d': artheṣv apratiśiddhatvāt puruṣecchānurodhinaḥ / iṣṭāśabdābhidheyatvasya. 世間上での承認がそれに反する命題を拒斥する根據になるという法稱説は PV IV 109ff. に説示される。これらの偈文の英譯と詳細な解説

については、Tillemans 2000, 153ff. 参照。

- (18) See PVinṭ(Dh) 60a8-b1 = Skt. Ms. 49a1: **sa iṣṭaśabdābhidheyatvalakṣaṇo dharmah**.
- (19) See PVinṭ(Dh) 60a8-b1 = Skt. Ms. 49a1f.: **tasmād vikalpajñāna^{1*}viṣayatvād vyavahārāt prasiddhasvabhāvā^{2*} jāto dharmah prasiddhijavat prasiddhīśabdenoktaḥ** (^{1*}jñāna° n.e. Tib. 60a8 ^{2*}bhāvāt Ms.) (「分別知の対象たることそのことから[生じた特性で、世間に周知と]承認された本性を有する言語活動から生じた特性 [即ち、iṣṭaśabdābhidheyatva なる特性] は、[世間上の]承認により生じたので、[世間上での]『承認』なる言葉によって表示されている。)]。
- (20) PVin III 296b3 - Ci' PVBh 530, 11: **sa dharmo vyavahārajah prasiddhīśabdenoktaḥ; Ce'e PV IV 110ab**. 言語活動から生じたこの特性、対象が意圖した言葉によって表現され得ることは、陳那論師の“śābdaprasiddhena”なる用語 (PSV² 125a4f. = PSV¹ 43b1f., Ci PVBh 534, 7f., 545, 9f.; see Tillemans 2000, 154) によって表示されている (see PVV 398, 16f.). 即ち、「言葉に基づいた承認されたことによって [或いは、言葉に基づく認識によって承認されたことによって]」なる用語により表示されている。
- (21) PVin III 296bb2f.: **grags pa yañ 'gal ba'i don gyi (D 198b4; gyis P) dam bca' ba (D; om. P) la gnod par byed pa yin te / skyes bu'i 'dod pa (P; 'dod pa 'dod pa D) tsam dañ rjes su 'brel pas (puruṣecchānurodhin) 'dod pa'i sgras brjod par bya ba ñid ni don mams la dgag par mi nus pa'i phyir ro // tha sñad las skyes pa'i chos de ni grags pa'i sgras brjod do //**. PVin III の梵文寫本による校訂版が Tillemans 教授等により作成されつつある。同教授のご好意により筆者もその梵文寫本と校訂版の一部を参照する機会を得た。和譯に際しては、Tib. 譯のテキストではなく、梵文テキストを基本とする。PVin III の梵文寫本と Tib. 譯の同異については、本論の記述に不可欠な場合を除いて、省略する。
- (22) Tillemans 2000 (223f.) も、ダルモータラが、世間上での承認を疑似主張命題の拒斥の根據とするという法稱説を説明する際に、法稱による分別の定義に注目していた、という点を指摘している。
- (23) See Mīmāṃsāsūtra 1.1.5: **autpattikas tu śabdasyārthena sambandhaḥ**.
- (24) See VP I 23ab: **nityāḥ śabdārthasambandhās tatrāmnātā mahārṣibhiḥ** (「言葉と対象と[その兩者の]結合関係は常住である、とその[文法學]において大聖者によって説かれている」、Iyer 1965, 24 に譯される。Vākyapadīya の第一卷 (Brahmakāṇḍa) と第二卷 (Vākyakāṇḍa) は、赤松 1998 に和譯され、Vākyapadīya は Rau 2002 に獨語譯される。また、第三卷の Sambandhasamuddeśa は Houben 1995 に英譯される。Vākyapadīya の譯出に際してはこれらを参照した。
- (25) See VP III 3. 1: **jñānaṃ prayoktur bāhyo 'rthaḥ svarūpaṃ ca pratīyate / śabdair uccaritaḥ teṣāṃ sambandhaḥ samavasthitaḥ //** (「話者の認識、外的な[指示]対象、そして[言葉の]自身の相は、發せられた言葉によって理解される。[發せられた言

他者の爲の推論 (parārthānumāna) における世間承認 (prasiddhi) (岩田)

業と] これら [認識・言葉の対象・言葉の自身の相と] の結び付きは確立されている)、Iyer 1971, 76; Houben 1995, 145 英譯。

- (26) See Vākyapadīya of Bhartṛhari with the Commentary of Helārāja. Kāṇḍa III, part 1. Ed. K.A. Subramania Iyer. Poona, 1963. 122, 8; Houben 1995, 153.
- (27) See VP III 3. 29: indriyāṇaṃ svaviśayeṣv anādir yogyatā yathā / anādir arthaiḥ śabdānāṃ saṃbandho yogyatā tathā // (「諸感官 [機能] はそれらの [それぞれの] 対象に対して始めのない適合性を有する如く、諸々の言葉と [それらの] 諸対象との結合関係は始めのない適合性である」)、Iyer 1971, 92; Houben 1995, 233; Steinkellner 1979, 69, note 222 などに譯される、cf. Tillemans 2000, 221.
- (28) See PVinṬ(Dh) 61a3-b2 - Ci'e DhPr 184, 18-26; NBṬ(Dh) 184, 2f.
- (29) See PVinṬ(Dh) 61a3f. = Skt. Ms. 49b2: śabdenābhidhātum aśakyatvaṃ vāstave sati śabdārthasaṃbandhe syāt. sa ca pratiśiddhaḥ - Ci'e DhPr 184, 18f.
- (30) Tillemans 2000 (220ff.) でも、言葉が實在する対象ではなく心的に作られた虚構を表現することは、言葉が特定なもののみを表現するという適合性 (能力) を有しないことを含意する、という見解を法稱説であると述べている。
- (31) See PVinṬ(Dh) 61a4f. = Skt. Ms. 49b3: pāriśeṣyāḥ jñānātmany āruḍhasyārthasya śabdasaṃbandhaḥ kartuṃ kasyārthasya^{1*} na śakyaḥ. yaḥ śabdākāreṇa saha naikasmin^{2*} vijñāne saṃsṛjyate^{3*} (^{1*}arthasya n.e. Tib. 61a4 (= D 52a5) ^{2*}naikasmina Ms. ^{3*}Tib. 61a5: 'dre'o // (D; 'dre ba'o // P)) (「[否定されずに] 残されたことの視点からすると (pāriśeṣyāt)、[言葉と対象との結合関係で否定されていない関係は] 知自身に顯現した [内的な] 対象と言葉との結合関係 [であるが、この言葉との結合関係] は、如何なる [内的な] 対象にはなされ得ないのか。[言葉と結合しない対象とは] 同一の知において言葉の形相と結び付かない (na ... saṃsṛjyate) [ような対象] である」)。言語表現との結び付きとは、同一の知において、表現される形相が所取る形相として表現する形相と共に結合することである (see NBṬ(Dh) 47, 11: abhilāpasamsargaḥ, ekasmiñ jñāne 'bhidheyākārasyābhidhānākāreṇa saha grāhyākāratayā <milanam>。反対に、同一の知において表現される形相が表現する形相と結合しないことは、言語表現と結び付きのないことである。
- (32) See PVinṬ(Dh) 61a5f. = Skt. Ms. 49b4: tasmād abhidhātum aśakyatvaṃ abhidhānākārasamsargāyogyatayā^{1*} vyāptam (^{1*}Tib. 61a6 (= D 52a6): mi ruñ bas for °ayogyatayā)。
- (33) See NBṬ(Dh) 49, 3f.: vikalpavijñānaṃ tv arthān notpadyate, tataḥ pratibhāsanīyamahetor abhāvād aniyatapatribhāsam (「しかし分別知は [外界の] 対象 [を所縁とすること] によって生じるのではない。それ故に、[分別知には、対象に相應して] 顯現が特定化されるための原因 [となる外的な対象] がないので、[分別知は] 不特定の顯現を有するのである」)。
- (34) See PVinṬ(Dh) 61a5 = Sk. Ms. 49b3f.: aniyatārthaṃ ca vikalpajñānam iti tadārūḍho <'>rtho <'>bhidhānākārasamsargayogyā eva; NBṬ(Dh) 184, 2: yad vikalpavijñānagrā-

- hyam, tac chabdākārasaṃsargayogyam; PVinṬ(Dh) 61a6f. = Sk. Ms. 49b5: tena ca vikalpavijñāna^{1*} viṣayatvaṃ vyāptam (^{1*}Tib. 61a6(= D 52a7): śes pa for °vijñāna°) (「更に、それ〔つまり指示対象が言語表現の形相との結び付きに適合していることという特性〕によって、〔指示対象が〕分別知の対象であること〔という論證因〕は包攝される」); DhPr 49, 25f.: yo 'niyatapratibhāso vikalpaḥ, sa śabdasamsargayogyah, yathā chātravikalpaḥ. aniyatapratibhāsaś ca bālavikalpaḥ.
- (35) See NBT(Dh) 184, 2f.: yac chabdākārasaṃsargayogyam, tat sāmketikena śabdena vaktuṃ śakyam.
- (36) PVinṬ(Dh) 61a2f. = Sk. Ms. 49b1f.: tad ayam pramāṇārthaḥ. ^{1*}yo <'>rtho vikalpa-vijñāna^{2*} viṣayaḥ, sa sāmketikena śabdenābhīdhātum śakyaḥ, yathā vikalpaviṣayaḥ śākhādīmān artho vṛkṣaśabdena^{3*}. tathā ca vikalpaviṣayaḥ sarve bhāvā iti sarvaśabdenā^{4*}-bhīdhātum śakyaḥ (^{1*}PVinṬ(Dh) 61a2f. (yo <'> rtho ... sarve bhāvā iti) - Ci'e DhPr 184, 16f. (DhPr の箇所は Tillemans 2000, 128 に英譯) ^{2*}Tib. 61a2(= D 52a3): śes pa for °vijñāna° ^{3*}Tib. 61a3(= D 52a4): śiñ gi sgras brjod (D; rjod P) par nus pa yin no // . ^{4*}sarvaśabdena em., Tib. 61a3(= D 52a4): sgra thams cad kyis: vṛkṣaśabd(ā) ena Ms.).
- (37) 推論において前提となった論理的包攝関係〔13〕は、「表現不可能性」(abhidhātum aśakyatvam) のあるところには、必ず「表現形相との結び付きに適合しないこと」(abhidhānākārasaṃsarga-ayogyatā) がある、という論理的関係である。
 表現不可能性(所遍 vyāpya) → 表現形相との結び付きへの非適合性(能遍 vyāpaka)〔13〕
 つまり、「表現不可能性」が論理的に包攝される所遍であり、その所遍を包攝する能遍は、「表現形相との結び付きに適合しないこと」である。この能遍なる「非適合性」と矛盾したもの(viruddha)である「表現形相との結び付きに適合したこと」(abhidhānākārasaṃsarga-yogyatā)によって、「分別の対象たること」なる論證因は包攝されている。つまり、或るものが「分別の対象である」(論證因)ということは、そのものが「表現の形相との結び付きに適合しないこと」(能遍 vyāpaka)と矛盾している(viruddha)(即ち、そのものが「表現の形相との結び付きに適合したものである」ということを意味する)。そして、或る事柄が能遍と矛盾すると、その事柄は所遍とも矛盾する。いま、或るものが分別の対象であることは、能遍(表現形相との結び付きに適合しないこと)と矛盾しているので(即ち、そのものが表現形相との結び付きに適合したものであることを意味する)、そのものが分別の対象であることは、所遍(表現不可能であること)とも矛盾している(即ち、そのものが表現可能なものであることを意味する)。かくして、或るものが分別の対象であると、そのものは、表現形相との結びつきに適合したものである、言葉によって表現可能なものである。このように「言葉による表現可能性」を導く「分別の対象たること」という論證因は、「表現不可能性」を包攝(能遍 vyāpaka)するもの(表

他者の爲の推論 (parārthānumāna) における世間承認 (prasiddhi) (岩田)

現形相との結び付きに適合しないこと)とは矛盾相違したもの (viruddha) が認識されていること (upalabdhī) である。つまり、この論證因は能遍相違認識 (vyāpakaviruddhopalabdhī) なる非認識 (anupalabdhī) 論證因である。非認識論證因は自性論證因に所屬するので (see Iwata 1991, 87ff.)、この論證因は自性論證因である (see PVinṬ(Dh) 61a5-8)。

- (38) See Iwata 1991, 86f.
- (39) 自性論證因の規定については、Steinkellner, Ernst. “An Explanation of Dharmakīrti's *svabhāvahetu* Definitions.” *Festschrift. Dieter Schlingloff*. Ed. Friedrich Wilhelm. Reinbek, 1996. 259ff.; Iwata, Takashi. “An Interpretation of Dharmakīrti's *svabhāvahetu*.” *Journal of Indian Philosophy* 31 (2003): 62ff. 参照。
- (40) Cf. NBṬ(Dh) 184, 4f.: svabhāvahetuś ca pratītiḥ, yasmād vikalpaviśayatvamātrānubandhinī sāmketikaśabdavācyatā; PVinṬ(Dh) 60b8-61a1 = Skt. Ms. 49a7: tato vikalpārūḍhārthamātrānurodhinī sā vyogatecchānirmitāpi (nirmitāpi Ms.) (「それ故に、その適合性 [即ち、すべてのものが言葉に適合していること、言葉にて表現され得ること] は、[話者の] 意向 [のみ] によって作り出されたものであるが、[対象のみに従っていると言える、即ち] 分別に顯れた対象のみに従っている (vikalpārūḍhārthamātrānurodhinī) [と言える] のである」)。
- (41) PVinṬ(Dh) 61a8-b2 = Skt. Ms. 49b6f.: tasmād^{1*} vikalpavijñānaviśayatvam^{2*} eva jagatsthitiḥ prasiddhir vyavahāraś cocyate. sa cāyaṃ svabhāvahetuḥ. anayā prasiddhyā yat sādhitam^{3*} etasmād vyavahārāj jātam iṣṭaśabdābhidheyatvaṃ nāma viruddhasyeṣṭaśabdānabhidheyatvasya bādhaḥ bhavati (^{1*}Tib. 61a8: de'i phyir (D 52b1; phyir om. P). ^{2*}Tib. 61a8 (= D 52b1): śes pa for °vijñāna°; viśaya tva°m Ms. (欄外の tva の挿入は不明瞭)、Tib. 61a8 (= D 52b1): yul gyi don ñid for °viśayatvam eva. ^{3*}sādhitam Ms.).

〈キーワード〉 prasiddhi, pratīti, 言葉による表現の可能性、分別知の対象